

The Annual Review of Canadian Studies
La revue annuelle d'études canadiennes

カナダ研究年報

第 42 号・2022

<論文>

ロベール・ルパージュ 『887』

— 父親の記憶から見る 1960 年代のケベック — 神崎 舞

転換期にあるケベック州のフランス語憲章

— 「永遠に油断しない」言語政策へ — 矢頭典枝

<基調報告>

Funny not funny, here not here: Navigating the Canadian
in contemporary popular culture

Jody Berland

<書評>

櫻田 大造著 『対米同盟とは何か—ノーラッドと米加関係—』

(勁草書房、2021 年) 立川 京一

半藤 将代著 『観光の力 世界から愛される国、カナダ流のおもてなし』

(日経ナショナルジオグラフィック社、2021 年) 岸上 伸啓

タニヤ・タラガ著、村上佳代訳 『命を落とした七つの羽根

— カナダ先住民とレイシズム、死、そして「真実」(青土社、2021 年) — 広瀬 健一郎

<文献リスト>

カナダ研究の近著

目 次

<論文>

ロベール・ルパージュ 『887』

ー父親の記憶から見る 1960 年代のケベックー 神 崎 舞 1

転換期にあるケベック州のフランス語憲章

ー「永遠に油断しない」言語政策へー 矢 頭 典 枝 17

<基調報告>

Funny not funny, here not here: Navigating the Canadian

in contemporary popular culture Jody Berland 40

<書評>

櫻田 大造著『対米同盟とは何かーノーラッドと米加関係ー』

(勁草書房、2021 年) 立 川 京 一 63

半藤 将代著『観光の力 世界から愛される国、カナダ流のおもてなし』

(日経ナショナルジオグラフィック社、2021 年) 岸 上 伸 啓 67

タニヤ・タラガ著、村上佳代訳『命を落とした七つの羽根

ーカナダ先住民とレイシズム、死、そして「真実』(青土社、2021 年)

..... 広 瀬 健 一 郎 72

<文献リスト>

日本におけるカナダ研究・カナダ関連の近著 77

転換期にあるケベック州のフランス語憲章

—「永遠に油断しない」言語政策へ—

矢頭 典枝

1. はじめに

一つの社会に複数の言語が共存する場合、自然な言語状況のもとでは経済的・社会的な優勢言語が劣勢言語の守備範囲を徐々に侵食し、遂にはそれに取って代わる。言語間にはこのような弱肉強食の力関係がある。劣勢言語を母語とする話者がフォーマルな場面だけでなく、インフォーマルな場面においても社会の優勢言語を使用するようになる状況をジョシュア・フィッシュマン (Joshua Fishman) は「言語シフト (language shift)」という語を使って説明し、言語間の自然な力関係を言語政策によって人為的に変更することを「言語シフトの逆行化 (reversing language shift)」と呼んでいる⁽¹⁾。競合する優勢言語が国際共通語として勢力を伸ばし続けている英語である場合、劣勢言語を保護する言語管理機関が言語シフトの逆行化を達成するには相当な用心深さ、計画性、忍耐力が求められる。「英語の海」に囲まれるケベック州では特にこの状況がみてとれる。

「フランス語憲章 (Charte de la langue française)」が 1977 年に制定されてから 45 年が経過しようとしている現在、ケベック州は、同憲章制定当時には英語が商業活動で支配的であったモンリオールにおいてもフランス語を共通語とする社会となり、移民はフランス語の義務教育を受けることが義務付けられ、商業用看板や掲示物などのサインは、現在はフランス語以外の言語の併記も条件付きで可能であるものの、その大半がフランス語のみで表記され、大規模な民間企業はフランス語化することが義務付けられている。フィッシュマンら言語政策研究者たちは、ケベック州のフランス語を言語シフトの逆行化に最も成功した事例の一つと位置付け⁽²⁾、バーナード・スポルスキー (Bernard Spolsky) はフランス語憲章について法的権限の強さと適応範囲の広さという点においてこれに匹敵する言語法は他にないと論じている⁽³⁾。このようにケベック州の言語状況を一変させたフランス語憲章は世界的成功例として知られてきた。

しかし、筆者は 2013 年に「フランス語憲章によってフランス語使用がケベック社会の

様々な領域において定着したが、州民の言語選択と州内の言語状況をよく観察すれば、やはり英語の力は強い」ことを示唆し、「フランス語憲章によってフランス語に絶対的な優位性を与えて、かろうじてフランス語を維持できる状況が観察され」、「フランス語憲章の規定を緩めれば、ケベック社会に英語が浸透してくることをケベックの言語計画者たちは承知している」と論じた⁽⁴⁾。その後、この執拗な英語の浸透がケベック社会の様々な領域において一段と顕在化し、それにさらに対抗するために一層厳格なフランス語化政策が検討され、いくつかの施策はすでに実現している。

本稿では、ケベック州政府が社会への英語の浸透を問題視し始めた 2010 年前後からのケベック州のフランス語化政策をめぐる動向を整理し、フランス語憲章の変容について考察する。まず、2 ではケベック州政府の言語管理機関、民間の研究者たち、一般のケベック州民、民間団体が、フランス語に対していかに危機感を持ち、それを守ろうとしているか、という点に関し、最新の州政府刊行物、論文、世論調査、メディア報道に基づいて整理する。本稿の主題はフランス語を守る動きが言語政策にどのように反映されているか、という点を明らかにすることであり、3 では、現在までにすでにケベック州政府が対策をとった「屋外商標サイン表記の言語」と「接客時の挨拶のことば」に焦点を当てる。4 では、2 でみた最新のフランス語を守る動きが今後どのようにケベックの言語政策に反映されるかという点に焦点を当て、現在、ケベック州のメディアで取り上げられて最も物議を醸し、今後フランス語憲章のなかで改正される分野、すなわち「高等教育へのフランス語憲章の適用」と「中小企業のフランス語化」を取り上げる。これらの分野に関する改正は、フランス語憲章をさらに厳格化する目的で 2021 年 5 月にケベック州議会に提出された法案 96 号に盛り込まれている。

劣勢言語の危機度とそれを保護するための言語計画者が採るべき施策を段階化したフィッシュマンの「言語シフトの逆行化理論」(RLS 理論)を援用すれば、2022 年現在のケベック州の事例は、どの行政体も未だ到達したこともない言語計画完了への最終段階に差し掛かっている⁽⁵⁾。この段階では、競合する言語の絶え間ない圧力をはねのける「永遠に油断しないこと (eternal watchfulness)」が言語管理機関に求められる。本稿では、ケベック州政府が「永遠に油断しない」言語政策をどのように実現させるか、という点に注目したい。

2. ケベック州のフランス語を守る動き

2.1. 専門家によるケベック州の言語状況の評価

ケベック州政府の言語管理機関「ケベック州フランス語局 (Office québécois de la langue française、以下 OQLF)」は、フランス語憲章第 160 条により「ケベック州における言語状況の変化を監視し、[フランス語憲章担当]大臣に少なくとも 5 年毎にその状況について、とりわけフランス語の使用と地位および言語集団別の言語態度に関し、報告する義務を持つ」⁽⁶⁾。そのため OQLF はフランス語憲章の制定以来、ケベック社会のフランス語化の進行状況およびフランス語の新語創出や語彙の規範化についてのデータを随時公開し、それらに基づく学術書も州政府刊行物として毎年数多く刊行してきた。最近では、2019 年 4 月に膨大な数の調査結果を総括した報告書 *Rapport sur l'évolution de la situation linguistique au Québec* が公表された。このなかで OQLF はフランス語が支配的になってきた近年の状況を楽観視せず、英語の浸透と考えられるあらゆる動向を突き止め、警鐘を鳴らした。OQLF の主な懸念事項として挙げられた言語状況は、特にモントリオール島において家庭言語(ケベック州民が家庭内で最も多く話す言語)としてのフランス語の割合が低下傾向にあること、フランス語を母語とする生徒の英語系高等教育機関への入学率が上昇していること、多くの民間企業において採用や昇格の際に英語力が求められていること等である⁽⁷⁾。

一方、民間の研究では、公共政策学が専門のフランソワ・ヴァイアンクール (François Vaillancourt) を中心とするケベックの研究者たちが、2019 年、フランス語憲章制定から 40 年間の軌跡を分析した一連の論文を <40 Years of Bill 101 in Québec> と題する特集として学術誌 *Language Problems & Language Planning* のなかで発表した⁽⁸⁾。この特集も、教育、商業、サイン表記の言語、企業のフランス語化の面において、フランス語が定着した状況下であっても英語の執拗な圧力がみられる点を指摘した。ヴァイアンクールは、フランス語系の初等・中等学校への移民の登録率、フランス語母語話者の事業所有率、職場でのフランス語使用率、ケベック州におけるフランス語母語話者の割合、フランス語を話せる人々の比率、英語母語話者とフランス語母語話者の所得の差を数値化して解析し、これらのなかでフランス語化にほぼ成功したのは教育言語(教授用言語)の分野(フランス語系学校の移民の登録率)のみであり、他の分野、特に仕事言語については 2000 年頃からフランス語使用が低下する傾向がみられる、と総括した⁽⁹⁾。

この特集で仕事言語に焦点を当てたマルク・テルモット (Marc Termote) は、OQLF の仕事言語に関する数多くの調査の方法および得られたデータについて総合的に検証するとともに、重要な調査結果を総括した⁽¹⁰⁾。テルモットは OQLF が 2001 年から 2016 年の言語状況の推移を詳細に分析した大規模調査の結果を分析し、「職場で最もフランス

語を使う(勤務時間の50%以上)」と回答した割合は、ケベック州全体では82.3%(2001年)から79.9%(2016年)に低下した程度だったが、モンリオール島に限定すれば元々この割合は低く、それが60.4%から56.8%にさらに低下する一方で、英語とフランス語の両方がますます使用されていることを指摘した⁽¹¹⁾。また、テルモットはサイン表記の言語に関するOQLFの2017年の調査の結果を分析し、モンリオール島では22.5%の商業用看板や掲示がフランス語憲章に違反している状況を明らかにした⁽¹²⁾。さらに、店舗における接客時の挨拶の言語に関するOQLFの調査で、モンリオール島においてバイリンガル挨拶“Bonjour. Hi.”が広まっていることが報告されているが、OQLFの検査員による覆面調査の結果と一般の買い物客の証言が一致しないこともあるとテルモットは指摘した⁽¹³⁾。

この特集のなかで、フランス語の置かれた状況について最も強い言葉で警鐘を鳴らしたのは数学者シャルル・カストンゲ(Charles Castonguay)である。カストンゲは、「(言語状況の変遷に関する)統計データは、教育言語の分野以外では、フランス語への言語シフトを徹底する方向でフランス語憲章が成功していることの証を全く示していない⁽¹⁴⁾と主張した。フランス語憲章の制定以来、アロフォン(Allophone)とアングロフォン(Anglophone)⁽¹⁵⁾のフランス語習得が進んでいるが、ケベック州のフランス語化に貢献してきたのは、むしろカストンゲが「デフォルトによるフランス語化(francization by default)」と呼ぶ現象であり、それは(1)フランス語化しやすい新移民(「フランコトロプ(francotrope)」⁽¹⁶⁾—その多くがケベック州への移住前にすでにフランス語ができる—の継続的な流入、(2)1976年から1986年の間にみられた数十万人のフランス語ができないうアングロフォンのケベック州外への流出、を指す。

カストンゲは、アロフォンとアングロフォンのフランス語への言語シフトの割合が42.8%(2001年)から49.7%(2016年)へと上昇していると分析した⁽¹⁷⁾。しかし、ケベック州内のフランコフォンとアングロフォンの人口比が10:1であることに鑑みれば、フランス語の存続を保証するためには、フランス語への言語シフトの割合が90%以上でなければならない、と主張している。そして、OQLFの調査で確認されたフランコフォンの英語への言語シフトを特に危惧し、この言語状況が続けば「フランス語に対する英語の基本的優位性(fundamental superiority)がケベック社会において漸進的に定着していく」と論じている⁽¹⁸⁾。カストンゲは、現在、フランス語母語話者の英語への言語シフトを最も加速している要因はフランコフォンの英語系高等教育機関への入学であり、これを是正することが急務であると力説している⁽¹⁹⁾。

2.2. 一般州民の言語意識

専門家の見方とは別に、一般の州民がケベック州の言語状況についてどのように感じているのか、という点をみるために最近実施された二つの世論調査の結果を分析する。一つ目は2020年9月に1,011人を対象に実施されたケベック州の言語状況に関する調査である⁽²⁰⁾。この世論調査では、フランス語の状況について心配していると回答した人が63%、悲観的に感じている人が59%に達している。また、フランス語憲章をより厳格化した方が良い、と答えた人が80%にのぼることは注目に値する。このような意見を持つのはフランコフォンと55歳以上の中高年層に多い。さらに、ケベック州政府に今後実施してほしい施策については、回答者の80%が「フランス語ができないすべての新移民にフランス語教育を実施する予算を確保する」、78%が「ケベック州の連邦管轄の職場におけるフランス語で働く権利を保障する」、77%が「移民に対するケベック州の行政サービス(学校や病院など)がフランス語で提供されることを保障する」、75%が「フランス語の商業用サイン表示を徹底する施策を講じる」、75%が「49人以下の従業員をもつ企業におけるフランス語で働く権利を保障する」、74%が「移民選別の際にフランス語の知識の基準を高める」と答えた。このように、一般州民の多くが移民と商業活動および仕事言語のフランス語化の強化を望んでいることがわかる。

また、2021年7月に2,002人を対象に実施された仕事言語に焦点を当てた詳細な世論調査では、「フランス語で働く権利が守られているか」という質問に対し、52%が「よく守られている」、41%が「守られていない」、と回答した。「守られていない」と回答したのはフランス語母語話者と55歳以上の中高年層に多かった(それぞれ50%と53%)⁽²¹⁾。また、「仕事言語としてフランス語の使用を求めるのは不可欠である」と回答したのは71%で、これも特にフランス語母語話者(82%)と55歳以上の中高年層(78%)が高く、フランス語母語話者以外は32%と低かった。他方で「仕事言語としてフランス語を優遇するのは言語的マイノリティに対して差別的である」と答えたのは全体で29%と低かったが、移民の50%がそのように回答したところをみると、言語集団別で仕事言語に対する意識が異なることが示唆される。

2.3. 民間団体の影響力

英語の浸透に敏感に反応するのは、OQLF、民間の研究者、フランス語の状況を心配する一般の人々だけではない。民間の団体もフランス語の擁護に積極的に関わり、言語政策の厳格化に貢献していることに注意を向けたい。代表的な団体として、ケベック州の伝統的なフランス系カナダ・ナショナリスト組織「サン＝ジャン・バティスト会(La

Société Saint-Jean Baptiste)」(以下、SSJB)⁽²²⁾が挙げられる。SSJBはケベック州のカナダからの分離を推進してきたことで知られるが、ケベック州のフランス語を積極的に擁護することが最も重要な使命の一つであり、フランス語を軽視していると考えられるケベック州内の動きに敏感に反応する。そして、その状況を是正させるべく声明を発出し、それがメディアで拡散される。

SSJBの影響力が際立った最近の出来事として、2021年11月3日、カナダの航空大手エア・カナダ社のマイケル・ルソー(Michael Rousseau) CEOがモントリオールの商工会議所で英語のみによるスピーチを行い、その後の記者とのやりとりでも英語のみで堂々と押し通して「14年間モントリオールに住んでいてフランス語を話さずにやってこられた。これがモントリオールの現実だ」⁽²³⁾と述べたことに対する抗議を挙げることができる。ルソー氏は翌日謝罪したが、11月5日、SSJBは「謝罪だけでは十分ではない(LES EXCUSES NE SUFFISENT PAS!)」⁽²⁴⁾と激しい抗議の声明を発出し、11月13日にエア・カナダ本社前で抗議デモを行うと発表した。参加者のためにモントリオール中心部からの無料バスが手配され、デモ前日の12日には、メディア向けに広く告知した。SSJBのマリー＝アンヌ・アルパン(Marie-Anne Alepin)会長は「英語しかできない人間が、ケベック州に本社を置くカナダの大手企業のトップに上り詰めることが今でも許されるという事実は、私の理解力を超える。フランス語への敬意を取り戻すため、11月13日はできるだけ多く参集しよう」⁽²⁵⁾と呼び掛け、大々的にデモを指揮した。

また、その直後の11月18日、モントリオール市が主催したある式典において、主賓として出席した先住民女性が先住民の言語と英語のみでスピーチを行ったことに対し、すぐさまアルパン会長は「モントリオール市の公式な式典におけるスピーチはフランス語で行われなければならない」と声明を出し、これが各種メディアで報道された⁽²⁶⁾。SSJBのこうした活動は枚挙にいとまがない。

ケベック州にはSSJB以外にもフランス語を擁護し、社会に影響力をもつ団体が存在する。代表的な三つの団体にLe Mouvement national des Québécoises et des Québécois⁽²⁷⁾、Impératif français⁽²⁸⁾とLe Mouvement Québec français⁽²⁹⁾がある。

3. 「永遠に油断しない」言語政策への第一歩

3.1. 屋外商標サイン表記の言語

1977年の制定時のフランス語憲章は、第58条で「公共掲示物および商業用広告は公用語のみで表示されなければならない」と規定され、フランス語のみが許可されていた。このため、すでにケベック州で営業していた米国企業のKentucky Fried Chicken (KFC)

がケベック州では看板の表記をフランス語化して *Poulet Frit Kentucky (PFK)* に変え⁽³⁰⁾、オンタリオ州ハミルトン市で誕生した *Tim Horton's* が所有を表す英語の句読記号であるアポストロフィを消して *Tim Hortons* に社名自体を変えたことはよく知られている⁽³¹⁾。しかし、フランス語憲章を大幅に修正した 1993 年の 86 号法により、同憲章の第 58 条が「公共掲示物および商業用広告は公用語で表記されなければならない。但し、フランス語表記が明瞭に顕著である限り⁽³²⁾、フランス語と他の言語の両方で表示されてもよい」⁽³³⁾と改定され、それ以降、条件付きのバイリンガル表記が許可されている。また、86 号法に付随して同年に発効されたフランス語憲章に関する「商業とビジネスの言語に関する行政規則 (*Règlement sur la langue du commerce et des affaires*)」の第 25 条は、同憲章第 58 条に関し、「(フランス語版が登録されていない) 登録された商標」は、フランス語以外の言語での一言語表記の商業看板として認めると規定している⁽³⁴⁾。そのため、米国から進出してきた大手小売店や飲食店が社名を商標登録して英語のみの看板で営業するようになり、この状況が顕著となった 2000 年代より一般市民からこれについての苦情が OQLF に多く報告されるようになった。

OQLF はこの状況を問題視し、2010 年、モンリオール島における商業看板や掲示物などのサイン表記の状況について調査した⁽³⁵⁾。その結果、屋外商標サイン表記に関しては、調査された店舗の 17% がフランス語憲章に違反し、そのうちの 27% が、社名が商標登録された英語のみの看板 (以下、英語の商標看板) であり、ショッピングセンターでは 44% と特に高かったことも判明した⁽³⁶⁾。先述の「商業とビジネスの言語に関する行政規則」では、商標登録されたフランス語以外の社名を屋外看板にすることは合法であるが、この調査の報告書ではこれを違反としている点は注目に値する⁽³⁷⁾。さらに OQLF が 2012 年にモンリオール島の都心部で実施した調査では、屋外商標サイン表記に関して、調査された店舗の 18% がフランス語憲章に違反し、そのうちの 63% が英語の商標看板だったと報告されている⁽³⁸⁾。この調査結果を公表した 2012 年 6 月、OQLF は報道機関を通して、状況を是正するために行動を起こす旨の声明を発出した⁽³⁹⁾。

これに先立つ 2012 年 5 月、OQLF は英語の商標看板のみを出している大手小売店に対し、事業内容を表すフランス語の語句を看板に併記するよう警告の通知を送付し始めていた。これに対し、フランス語憲章を修正しないままの OQLF による規則の変更を不服としたいくつかの米国系大手小売店は同年 10 月、ケベック州政府 (同年 9 月にケベック州総選挙で政権に就いたケベック党 (*Parti québécois*)) に対し、訴えを提起した。原告となった大手小売店は *Walmart*、*Costco*、*Best Buy*、*Gap*、*Old Navy*、*Guess*、*Toys "R" Us*、*Curves* の 8 社であった⁽⁴⁰⁾。2014 年 4 月、大手小売店側はケベック州高等裁判所に訴えを認められ、勝訴した⁽⁴¹⁾。その翌月、ケベック州政府 (同年 4 月にケベック州総選挙で政権に就いたケベック自由党 (*Parti Libéral du Québec*)) は控訴したが、ケベッ

ク州控訴裁判所は、フランス語憲章のなかには英語の商標看板にフランス語の語句の併記を要求する規則はない、としてケベック州政府の訴えを退けた⁽⁴²⁾。

こうした動きを受け、2016年、ケベック州政府は先述の「商業とビジネスの言語に関する行政規則」の第25条に第1項を追加し、フランス語以外の言語で商標が屋外に表記されている場合、以下の三つのいずれかを表示することによって、同じ場所(建物の面)でフランス語表記も十分に確認できなければならないと規定した⁽⁴³⁾：

1. 扱われる商品やサービスの一般的説明あるいは細かい説明
2. スローガン
3. その他、どのような語句や説明であっても、製品やサービスに関する情報の表示が、その場をよく訪れる消費者等の利益に資するもの

OQLFはケベック州の事業者に向けてガイドブックやポスターを発行し、メディアとOQLFのウェブサイトを通してこの新しい規則を広く周知させている。

この新規則は2016年11月24日に発効し、その時点でフランス語の何らかの表示を商標看板に併記していない事業主は、3年間の猶予期間を与えられ、2019年11月24日までに新規則を遵守する措置をとらなければならない、と規定している⁽⁴⁴⁾。なお、違反とされる商標看板は、フランス語以外の言語の一般名詞が使われているケースであり、人名(Calvin Klein、Tommy Hilfigerなど)や頭字語(HSBC (Hongkong and Shanghai Banking Corporation)の頭文字)、IGA (Independent Grocers Alliance)の頭文字)など、ピクトグラム、数字が使われている場合は新規則適用の対象外である⁽⁴⁵⁾。

新規則発効時にすでにこれを遵守していた社もあったが⁽⁴⁶⁾、1,800社が遵守していないと推計された⁽⁴⁷⁾。2022年1月現在、猶予期限が終わって1年以上経過したが、新規則の遵守率に関してOQLFは公式に発表していない。しかし、*La Presse*紙の記者が2020年1月、OQLFで取材したところ、OQLFが猶予期限終了間際の2019年7月から11月までにモントリオールの1,041社を検査し、その結果13%にあたる134社がまだ新規則を遵守していなかったことが判明した⁽⁴⁸⁾。裏を返せば87%の社が猶予期限終了前すでに新規則を遵守していることがわかった。

先述の*La Presse*紙の記者は、2020年1月の時点で以前よりも英語の商標看板に併記されたフランス語の語句が見受けられるようになったと観察している。例として、Costcoは« Entrepôt »、Old Navyは« Mode pour tous »、Brickは« Matelas, électroménagers, meubles, électroniques »、Toys “R” Usは« Jouets »、Golf Townは« Tout pour le jeu »、Home Senseは« Maison »、Yellowは« Depuis 1916 »というフランス語の語句を併記しているが、同じ社であっても店舗によって新規則を遵守している

所としていない所があると報告している⁽⁴⁹⁾。

この新規則を断固として遵守しない場合は、フランス語憲章第 177 条により、OQLF は当該事業主をケベック州検察庁 (*directeur des poursuites criminelles et pénales*) に告訴する権限をもつ⁽⁵⁰⁾。違反と判断された場合、フランス語憲章第 205 条の規定により 1,500 ～ 20,000 カナダドルの罰金が科せられる⁽⁵¹⁾。2016 年の商標サインの表記に関する新規則は、法案 96 号第 47 条によりフランス語憲章第 58 条に組み込まれることが明記されている⁽⁵²⁾。

3. 2. 接客時の挨拶の言語 — « Bonjour. Hi. » をめぐって

フランス語憲章の第 5 条は基本的な言語権として「商品やサービスの消費者はフランス語で情報を得、サービスを受ける権利を有する」と規定している。2000 年代以降、モントリオール中心部において、店員が客に最初に接触する言葉として“Bonjour. Hi.”のバイリンガル挨拶が広まっていることがメディアで取りざたされ、物議を醸してきた。この状況を重くみた OQLF は、2010 年に「商業施設における挨拶とサービスの言語」に関する調査⁽⁵³⁾を行い、2012 年にモントリオール島の商業中心地で覆面調査を含む詳細な調査を行った。その結果、英語のみの挨拶が 11.9%、フランス語と英語のバイリンガル挨拶が 12.7% であった⁽⁵⁴⁾。

この問題をめぐる議論は 2017 年に再燃した。この年に発表された 2016 年国勢調査の「仕事言語」の項目で、ケベック州において職場でフランス語を最も使うと回答した比率が十年間で 82.0% から 79.7% に低下し、他方で、フランス語と英語の同等の使用が 4.6% から 7.2% に上昇した、という結果が報告された⁽⁵⁵⁾。これを受けて OQLF は接客の言語について 2017 年と 2018 年に詳細な調査を行い、これらを総括した 2019 年の OQLF の報告書「ケベック州における言語状況の変遷に関する総括報告書」(本稿 2.1. 参照)は、仕事言語としてフランス語の使用が低下する一方でフランス語と英語の両方の使用が上昇しているという調査結果を発表し、「挨拶の言語」に関しては、2017 年、モントリオール島における接客時の挨拶はフランス語が 74.6%、英語が 17.0%、バイリンガルが 8.4% という結果が出た。特に米国系の大手小売店が集中するショッピングセンターでは、バイリンガル挨拶が 2010 年は 4.1% だったのが 2017 年には 17.1% まで上昇したことが明らかになった⁽⁵⁶⁾。

このような調査結果が報道されるなかで、2017 年 11 月、ケベック州議会においてケベック党のフランソワ・リゼ (François Lisée) 党首 (当時) が、モントリオールの商業施設における接客の挨拶をフランス語の « Bonjour. » のみにするべきである、と提案した動議に対し、当時の与党のケベック州自由党議員を含む全議員が全会一致でこれを支持した⁽⁵⁷⁾。

また、2018年から政権を担っているケベック未来連合 (Coalition Avenir Québec) の政権下でも、2019年6月、「地元客あるいは観光客と接触するすべての店員に“bonjour”という語で心からお迎えすること」を奨励する動議が州議会に提出され、全会一致で支持された⁽⁶⁸⁾。この2度目の動議は、その2か月前にOQLFが公表した前述の報告書に反応したものとみられる。

2022年1月現在、このバイリンガル挨拶に関しては、商標看板に関する規則のような形で2021年にケベック州議会に提出された法案96号に盛り込まれていない。挨拶という一瞬の発話を規制するのは困難であるのは明白である。挨拶に特化せず、法案96号第41条では、現行のフランス語憲章の「第七章 商業とビジネスの言語」のタイトルの直後に「消費者に商品やサービスを提供する事業はフランス語で情報を得、サービスを受ける彼らの権利を尊重しなければならない」⁽⁶⁹⁾という文言を挿入することが明記されている。

4. 法案96号へ

4.1. 教育言語 — 高等教育機関セジェップへのフランス語憲章の適用

教育言語は商標看板の表記と並び、英語の侵入が顕著な分野として2010年代から注目されてきた。移民の教育言語に関し、フランス語憲章第72条は、原則として「(公立の)幼稚園、小学校、中等学校における教育はフランス語で行われる」⁽⁶⁰⁾と規定している。フランス語憲章制定前は移民など英語とフランス語以外を母語とする人々の大半は英語系の初等・中等教育機関に子供を通学させていたが、同意章が制定された1977年以降、この状況は一変し、現在ではその80%以上がフランス語系の初等・中等教育機関に子供を通学させている⁽⁶¹⁾。このように教育言語に関する言語政策は成功しているといえる。

しかし、2010年代より、フランス語を母語とする生徒たちが、フランス語憲章が適用されない高等教育機関セジェップ (Collège d'enseignement général et professionnel (CEGEP))⁽⁶²⁾に入学する傾向が強まり、問題視されるようになった。OQLFは2019年の報告書のなかで、2015年に英語系セジェップに入学した生徒は、英語母語話者が38.5%、フランス語母語話者が28.2%、その他が33.2%だったと報告している⁽⁶³⁾。また、ケベック州教育省の最新の報告では、モンリオール島で2020年度に大学進学準備教育のセジェップに入学した87,560人のうち、53.9%がフランス語系セジェップ、46.1%が英語系セジェップに入学した⁽⁶⁴⁾。モンリオール島の英語母語話者の比率が16.1% (2016年国勢調査)であることに鑑みれば、英語系セジェップ入学率の46.1%という数字は高すぎる。この状況はメディアで度々取り上げられ、「英語系セジェップではアングロフォンが少数派に」⁽⁶⁵⁾や「モンリオールでは高等教育の言語として英語がフランス語を凌駕」⁽⁶⁶⁾

といった見出しの報道が目につくようになった。英語系セジェップの人気は、フランス語系初等・中等教育機関への入学を義務付けたフランス語憲章の縛りから解放された移民の子供たちの英語で学びたいという熱望だけではなく、フランス語を母語とする生徒たちの願望も反映している。英語での教育を望むこうした声が報道され、そのなかの一つ、*La Presse* 紙は、フランス語系の初等・中等学校を卒業した後、英語系のセジェップに進学したフランス語を母語とする女性の話を掲載した。「英語力の向上が大事だった。私はメディア関係、特に映画関係の仕事に就きたくて、この分野では英語力がなければ働くのは無理だった」と彼女は言った⁽⁶⁷⁾。

いち早くこの状況に反応したケベック党は、政権にあった 2012 年にフランス語憲章を高等教育に適用することを提案したが、2014 年に下野した後もこの動きを推進し、2021 年 4 月、ケベック党評議会における投票で 94% の賛成票を得て党の正式な方針としてケベック未来連合政権に働きかけることが承認された⁽⁶⁸⁾。ケベック未来連合のフランソワ・ルゴー (François Legault) 党首・ケベック州首相はこの件について態度を明確にしていなかったが、シモン・ジョラン＝バレット (Simon Jolin-Barrette) 法務大臣兼フランス語憲章担当大臣はこれを推進し、同年 5 月に提出した法案 96 号第 57 条にこれを盛り込み、現行のフランス語憲章の第 88 条のなかに英語系セジェップへの入学を制限する新規定を含む 13 項を設けた⁽⁶⁹⁾。フランス語憲章のセジェップへの適用に関するこの新規定は法案 96 号のなかで際立って詳細である。

4. 2. 企業のフランス語化 — 中小企業への適用

民間企業の徹底したフランス語化は OQLF が最も尽力している分野である。フランス語憲章の第 139 条と第 140 条で、50 人以上の社員数を有する企業はフランス語化が定着していない場合、「フランス語化プログラム (programme de francisation)」を実施し、「フランス語化証明書 (certificat de francisation)」を取得しなければならない、と規定している。第 141 条は、フランス語化プログラムの内容として社員のフランス語教育、社内におけるフランス語の使用の定着、企業の実務的な書類や広告におけるフランス語の使用、取引先や一般大衆など外部とのコミュニケーションにおけるフランス語の使用、フランス語の用語の使用、雇用、昇進、異動におけるフランス語の使用などを明記している⁽⁷⁰⁾。

企業のフランス語化を社員数 49 人以下の中小企業にも適用する提案が 2000 年代からなされるようになり、OQLF は 2008 年に 11 - 49 人の社員数を有する中小企業における仕事言語の状況を調査した。その結果、特にモントリオール島で英語が重視されている点が浮き彫りになり、中小企業の 75% が雇用の際に英語力を要求 (40% が「すべてのポ

ストで要求)し、職場で「主に英語を使う」という回答が 12.2%、「英語とフランス語を同等に使う」が 17.2%、「英語も使うことがある」が 42.5%であった⁽⁷¹⁾。この調査結果に反応したケベック党は政権にあった 2012 年以來、フランス語憲章を 25 名以上 49 名以下の中小企業にも適用することを提案し、下野した後もケベック自由党政権 (2014 年 4 月－2018 年 10 月)、ケベック未来連合政権 (2018 年 10 月－) に対し、これを要求していた。

その後、OQLF が 2018 年に実施した仕事言語に関する詳細な調査でもモンリオール島における英語の使用率の高さが浮き彫りとなり、職場で最も使う言語として英語が 18.7%、英語とフランス語の両方が 25.0%、といった数字が発表された⁽⁷²⁾。また同年、OQLF は地域をモンリオールに限定して「企業が社員に要求あるいは期待する言語能力」に関する調査をケベック州統計局に委託して実施した。この調査で最も注目された結果は、何らかの言語能力を社員に求める企業 (調査対象企業の 54.2%) のうち、83.7% が社員に英語力を要求し、79.9% がフランス語と英語のバイリンガル能力を要求しているという点である⁽⁷³⁾。さらに、表 1 が示すように社員数 25－49 人の中小企業も 50 人以上の大企業と同程度に英語またはバイリンガル能力を社員に求めているという点も注目され、メディアで報道された。

表 1. モントリオールの企業が社員に要求あるいは期待する言語能力 (2018 年、%)

	フランス語	英語	フランス語と英語
調査対象企業全体	96.2	83.7	79.9
社員数 5-24 人の企業	93.9	72.6	67.2
社員数 25-49 人の企業	95.0	74.1	70.4
社員数 50 以上の企業	97.1	72.8	70.6

出典：OQLF, *Enquête sur les exigences linguistiques auprès des entreprises, des municipalités et des arrondissements de Montréal*, (Gouvernement du Québec, 2020), 27.

こうした動きを受けて、2020 年 2 月、ケベック党は中小企業へのフランス語憲章の適用を中心とする仕事言語としてのフランス語の地位の上昇を求める動議をケベック州議会に提出し、これがケベック自由党以外の全議員によって支持され⁽⁷⁴⁾、ケベック未来連合政権はその方向で法案を策定した。

フランス語憲章第 46 条は「雇用主は、社員の新規採用あるいは異動の際に、(ケベック州の) 公用語以外の言語能力がその業務を遂行するのに不可欠である場合を除き、それを要求してはならない」⁽⁷⁵⁾と規定している。表 1 の結果に関連して、OQLF は、31.8% の企業が特定の言語能力を必要としないポストであってもそれを要求しているという調

査結果を公表し⁽⁷⁶⁾、第 46 条が守られていない状況がありうることを示唆した。中小企業へのフランス語憲章の適用は法案 96 号第 81 条に反映され、フランス語憲章第 139 条の「50 人以上」を「25 人以上」に修正することが明記されている。

5. 結び

言語シフトの逆行化を達成するには、言語管理機関は優勢言語の浸透を継続的に監視し、あらゆる角度から調査した言語状況を評価したうえでその結果を広く社会に周知させ、優勢言語の浸透を防ぐ効果的な言語政策を策定しなければならない。現在のケベック州ではこのプロセスが比較的順調に進んでいると考えられる。その理由として、フランス語がケベック州の多数派の言語であり、従来、社会的、経済的に優勢だった少数派のアングロフォンがフランス語憲章の施行によって徐々に「真のマイノリティ」⁽⁷⁷⁾になった点を挙げられる。フランス語憲章制定後しばらくはこれに反対するアングロフォンによる抗議デモが絶えなかったが⁽⁷⁸⁾、現在ではアングロフォンの権利擁護団体 **Quebec Community Groups Network**⁽⁷⁹⁾ による抗議が聞かれるものの、以前の言語紛争といえる状況ではない。また本稿でみたようにフランス語憲章を厳格化することに賛成し、英語の浸透とみられる **OQLF** の調査結果やアングロフォンによるフランス語を軽視する発言に敏感に反応する世論がある。

フランス語憲章はこれまで部分的に何度も修正されてきたが、大幅な修正としては今回の法案 96 号が 3 回目となる。フランス語憲章は 1993 年にケベック自由党政権下で制定された 86 号法によって緩和され、2002 年にケベック党政権下で制定された 104 号法によって厳格化された。フランス語憲章を産んだケベック党がこれを厳格化し、ケベック自由党が緩和する傾向にあった。2018 年に初めてケベック州政権を掌握したケベック未来連合は言語政策に関して態度を明確にしていなかったが、フランス語憲章を厳格化しなければ支持されないことをすぐ悟った。現在、ケベック州議会の議員たちは、政党によって詳細な政策の内容については足並みが揃っていないにしても、フランス語憲章の厳格化という方向性については意見が一致している。世界で類を見ないほど厳格だといわれるフランス語憲章を 45 年間も施行してかろうじてフランス語が守られ、それでも英語が浸透してくることを彼らは知っている。

2022 年、法案 96 号によって生まれ変わろうとしている新しいフランス語憲章は、本稿で考察した英語の商標看板の表記、英語系セージェップへの入学、仕事言語への規制の強化のほか、フランス語省とフランス語コミッショナー職の新設、**OQLF** の権限強化、移民の徹底的なフランス語化などを盛り込んでいる。また、ケベック州が「ネイション」

であること、フランス語がケベック州の唯一の公用語であり、共通語であることをカナダ憲法に盛り込むことも目指している。

フィッシュマンがいう言語シフトの逆行化の最終段階である「永遠に油断しない」言語政策は、競合する言語の圧力をはねのけるための行政、言語管理機関、民間人、民間団体の集団的努力の上に成り立つ。現在のケベック州はこの域に達しているが、競合する言語である英語とどのように向き合うのかという大きな課題を抱えている。「フランス語憲章の申し子」と呼ばれるフランス語憲章制定後に教育を受けた人々は、この言語政策によってフランス語が保護されているという安心感に包まれ、余裕で英語を使う傾向がある⁽⁸⁰⁾。国際共通語である英語の習得が有用なのは言うまでもなく、本稿で考察した英語系セジュップへのフランコフォン入学者の増加が示唆するように若年層の英語学習への熱望は強く、それを無視することはできない。ケベック州が新生フランス語憲章を施行した後、「制度的フランス語一言語主義」と「個人的英仏バイリンガリズム」をどのような形で両立させるかという点の分析を今後の課題としたい。

追記：

本稿は、日本カナダ学会の学際研究ユニットとして認定された研究プロジェクト「ケベックのフランス語と言語政策」の成果の一部である。また、日本学術振興会科研費（基盤研究(B) 課題番号：20H01279)の助成を受けた。

なお、2022年5月24日、法案96号がケベック州議会で可決された。

注

- (1) Joshua A. Fishman, *Reversing Language Shift*, (Clevedon: Multilingual Matters Ltd., 1991).
- (2) 1991年、フィッシュマンは、危機言語の言語シフトの逆行化に最も成功した言語の一つとして、ケベック州のフランス語の事例を分析した。Fishman, *Reversing Language Shift*, 286-336. また、2001年にロバート・バーヒス (Robert Bourhis) もケベック州のフランス語憲章を、北米における唯一のフランス語系多数派の行政体の存続には不可欠な言語法だと論じた。Robert Bourhis, “Reversing Language Shift in Quebec,” Joshua Fishman, *Can threatened languages be saved?* (Clevedon: Multilingual Matters Ltd., 2001) 101-141.
- (3) Bernard Spolsky, *Language Management* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 230-233.
- (4) 矢頭典枝「ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析：言語計画論と言語選択の観点から」『ケベック研究』第5号、2013年、43-64頁。
- (5) フィッシュマンは、Graded Intergenerational Disruption Scale (GIDS) という尺度を提唱し、危機的状況にある言語の危機度を8つの段階に分け、言語シフトの逆行

化を遂行する上でそれぞれの段階で採るべき手段を提示した。この尺度では、危機的状況にある言語はインフォーマルな私的領域から徐々にフォーマルな公的領域にその使用範囲を広げて言語シフトの逆行を達成する。最も危機度が高いステージ8では、当該言語は日常会話ではもはや使用されず、伝承によって再構築する必要がある。次に家庭内で当該言語が話されるようになり(ステージ7)、次世代に継承されていき(ステージ6)、当該言語のリテラシーが確立し始め(ステージ5)、初等教育に導入される(ステージ4)。逆行化がさらに進む場合、当該言語が仕事言語として徐々に使用されるようになり、そのための法整備が確立され(ステージ3)、当該地域の公的部門やメディアでも使用される(ステージ2)。最終的には高等教育、中央政府、国家レベルのメディアでも使用され、優勢言語と競合しうようになる(ステージ1)。Fishman, *Reversing Language Shift*, 81-109.

- (6) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française*, (Gouvernement du Québec, 2021), clause 160.
- (7) Office québécois de la langue française, *Rapport sur l'Évolution de la situation linguistique au Québec* (Gouvernement du Québec, 2019). なお、OQLFによるケベック州の言語状況の変遷の分析に関し、「フランス語憲章制定から40年以上経たケベック州の言語状況—言語管理機関による「評価」の検証—」(矢頭典枝『ケベック研究』第14号、2022年、24-46頁)がある。
- (8) François Vaillancourt ed., <40 Years of Bill 101 in Québec>, *Language Problems & Language Planning*, Volume 43, number 2 (Amsterdam: John Benjamins, 2019) 102-229.
- (9) François Vaillancourt, “Assessing Bill 101 after 40 years, An Introduction,” François Vaillancourt ed., *Language Problems & Language Planning*, (2019), 106-109.
- (10) Marc Termote, «L'utilisation du français dans la sphère publique», François Vaillancourt ed., *Language Problems & Language Planning*, (2019), 159-178.
- (11) Ibid., 166.
- (12) Ibid., 171.
- (13) 「フランス語のみの挨拶」だったと回答したのは、OQLFの検査員の覆面調査では路面店の73%、ショッピングセンター内の店舗の79%であったが、一般の買い物客の証言では56%と報告された。Ibid., 172.
- (14) Charles Castonguay, “Quebec's new language dynamic,” François Vaillancourt ed., *Language Problems & Language Planning*, 131.
- (15) カストングは本論文では、Anglophoneを「英語を母語とする人々」、Francophone「フランス語を母語とする人々」、Allophoneを「英語とフランス語以外の言語を母語とする人々」と定義している(Ibid., 144.)。なお、カナダ統計局は「母語 mother tongue」を「幼少期に最初に習得し、現在でも理解できる言語」と定義している。従来、カナダ統計局はAnglophoneとFrancophoneを母語に基づいて定義していたが、近年、“first official language spoken”(よく話せる方のカナダの公用語)に基づいて定義している。Jean-Pierre Corbeil et al., *Portrait of Official-Language Minorities in Canada -Anglophones in Quebec*. (Statistics Canada, 2010) 8. 一般的には、民族的の出自にかかわらず、Anglophoneは家庭内など普段の生活で英語、Francophoneはフランス語、Allophoneはそれ以外の言語を話す人々、と解釈される。
- (16) Francotropeとは、フランコフォニー諸国出身の人、または、母語がロマンス語(ス

- ペイン語やイタリア語)である人を指す。Office québécois de la langue française, *Rapport sur l'Évolution de la situation linguistique au Québec*, (Gouvernement du Québec, 2019), 5.
- (17) Castonguay, “Quebec’s new language dynamic,” 128.
- (18) *Ibid.*, 132.
- (19) *Ibid.*, 131.
- (20) 回答者の内訳は、(1) 居住地：モントリオール都市圏 50%、ケベック都市圏 10%、その他 40%、(2) 言語集団：フランコフォン 77%、非フランコフォン 23%、(3) 男女比：男性 49%、女性 51%であった。Léger, *État du français au Québec-Sondage auprès des Québécoises et Québécois*. (2020)<http://mnq.quebec/wp-content/uploads/2020/11/Sondage_EtatdufrancaisQuebec.pdf>. 以下、注における URL のアクセス日は、特に明記がない場合すべて 2022 年 5 月 5 日である。
- (21) 回答者の内訳は、(1) 居住地：モントリオール都市圏 50%、ケベック都市圏 10%、その他 40%、(2) 言語集団：フランス語母語話者 77%、英語母語話者 16%、その他の母語話者 7%、(3) 男女比：男性 49%、女性 51%であった。Léger, *Langue du travail et situation du français - Sondage auprès des Québécoises et Québécois*. (2021) <<https://ftq.qc.ca/wp-content/uploads/2021/09/Sondage-Leger-FTQ-Langue-au-travail-juillet-2021.pdf>>
- (22) ケベック州がまだ英領北アメリカ植民地だった 1834 年にフランス系カナダ愛国者 ルドガー・デュヴェルネ (Ludger Duvernay) によって設立された。
<<https://ssjb.com/>>
- (23) Daniel R. Lowe, “Protesters gather at Air Canada headquarters, demand CEO’s removal over French language skills,” *CTV News*, November 13 2021. <<https://montreal.ctvnews.ca/protesters-gather-at-air-canada-headquarters-demand-ceo-s-removal-over-french-language-skills-1.5665036>>
- (24) La Société Saint-Jean Baptiste, «Manifestation pour le français devant Air Canada» le 5 novembre 2021, <<https://ssjb.com/les-excuses-du-pdg-dair-canada-ne-suffisent-pas/>>.
- (25) *Ibid.*
- (26) たとえば Félix Lacerte-Gauthier, «Discours d’ouverture sans français: un manquement organisationnel selon la Société Saint-Jean-Baptiste de Montréal», *Le journal de Montréal*, le 5 novembre 2021. <<https://www.journaldemontreal.com/2021/11/19/discours-douverture-sans-francais-un-manquement-organisationnel-selon-la-societe-saint-jean-baptiste-de-montreal>>
- (27) Le Mouvement national des Québécoises et des Québécois <<https://mnq.quebec/>>
- (28) Impératif français <<https://www.imperatif-francais.org/>>
- (29) Le Mouvement Québec français <<https://quebecfrancais.org/>>
- (30) PFK Quebec <<http://www.pfkquebec.ca/pfkpourpoulet/poulet-du-quebec-tradition-kentucky>>
- (31) Tim Hortons 社は、1977 年にフランス語憲章が制定されたとき、罰金を払うなどの処罰を受けるよりも規則を遵守した方が良いと考え、アポストロフィを社名から外し、ケベック州だけでなく州外でも Tim Hortons とした。Douglas Hunter, “Tim Hortons,” *The Canadian Encyclopedia*, 2018. <<https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/tim-hortons>>.

- (32) 1993年に発効した「フランス語憲章適用のための「明瞭に顕著である」という表現を定義する規則」は、「フランス語と他の言語が一つのサインあるいはポスターに表記される場合、フランス語の占有面積が他の言語の占有面積の少なくとも2倍でなければならない」という規定を打ち出している。Éditeur officiel du Québec, *Règlement précisant la portée de l'expression «de façon nettement prédominante» pour l'application de la Charte de la langue française* (Gouvernement du Québec, 2021) <<http://www.legisquebec.gouv.qc.ca/fr/pdf/rc/C-11,%20R.%2011.pdf>>.
- (33) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française, clause 58*.
- (34) Éditeur officiel du Québec, *Règlement sur la langue du commerce et des affaires, C-11 - Charte de la langue française, 25*. <<http://www.legisquebec.gouv.qc.ca/fr/pdf/rc/C-11,%20R.%209.pdf>>
- (35) OQLFの検査員がモントリオール島の3,525店舗を検査した。検査された項目は、店の看板およびショーウィンドウに見られるすべての表記であった。Pierre Bouchard, Office québécois de la langue française, *La langue de l'affichage sur l'île de Montréal en 2010*, (Gouvernement du Québec, 2012). <https://www.oqlf.gouv.qc.ca/ressources/sociolinguistique/etudes2012/20120601_affichage_commercial.pdf>
- (36) Ibid., 24.
- (37) Ibid., 51.
- (38) OQLFの検査員がモントリオール島の都心部の398店舗(路面店:299店舗、ショッピングセンター:99店舗)を検査した。Office québécois de la langue française, *Bilan de la situation linguistique au Québec, Langue du commerce et des affaires*. (Gouvernement du Québec, 2012) 3.
- (39) Office québécois de la langue française, *Communiqué «La langue du commerce et des affaires à Montréal : encore du travail à faire!», le 1er juin 2012* <https://www.oqlf.gouv.qc.ca/office/communiques/2012/20120601_etudes.html>.
- (40) Graeme Hamilton, “Quebec language police crack down on retailers with English-only signs,” *National Post*, June 20 2012, <<https://nationalpost.com/news/canada/quebec-language-police-crack-down-on-retailers-with-english-only-signs>>
- (41) Office québécois de la langue française, *Communiqué «Utilisation d'une marque de commerce comme nom d'entreprise», le 9 avril 2014*.
- (42) Robert Dutrisac, «La Cour d'appel confirme le droit d'afficher en anglais seulement», *le Devoir*, <<https://www.ledevoir.com/politique/quebec/439278/marque-de-commerce-la-cour-d-appel-confirme-le-droit-d-afficher-en-anglais-seulement>>.
- (43) Office québécois de la langue française, *Les obligations des entreprises relativement à l'affichage à l'extérieur d'une marque de commerce uniquement dans une autre langue que le français* (Gouvernement du Québec, 2016) <https://www.oqlf.gouv.qc.ca/francisation/entreprises/201610_guide_affichage-marques-commerce.pdf>
- (44) Ibid., 5.
- (45) Éditeur officiel du Québec, *Règlement sur la langue du commerce et des affaires, clause 26, C-11, Charte de la langue française* (Gouvernement du Québec, 2021)
- (46) 例えば、Shoppers Drug Martは1972年にケベック州に進出したときに子会社のフランス語の社名“Pharmaprix”を採用し、Staples (Business Depot)も1993年にケ

- ベック州に進出したときにフランス語の社名 “Bureau en Gros” を採用した。Jamie Bradburn, “Shoppers Drug Mart,” *The Canadian Encyclopedia*. <<https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/shoppers-drug-mart>>; Bureau en Gros, *À propos de Bureau en Gros, l'Entreprise du travail et de l'apprentissage* <<https://www.bureauengros.com/a/contenu/a-propos-de-bureau-en-gros>>
- (47) Miller-Thompson 法律事務所による推計。Lonnie Brodtkin-Schneider, Catherine M. Dennis Brooks, *Draft Regulations Relating to Signage in Quebec and French Language*, Miller-Thompson, May 6, 2016 <<https://www.millerthomson.com/en/publications/communiqués-and-updates/retail-industry-update/may-2016-retail-industry-update/draft-regulations-relating-to-signage-in/>>.
- (48) Marie-Eve Fournier, « Affichage en français: 13 % d'entreprises non conformes », *La Presse*, le 1 février 2021 <https://www.lapresse.ca/actualites/2020-02-01/affichage-en-francais-13-d-entreprises-non-conformes>.
- (49) Ibid.
- (50) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française, clause 177*.
- (51) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française, clause 205*.
- (52) Éditeur officiel du Québec, *Projet de loi no. 96-Loi sur la langue officielle et commune du Québec, le français*, (Assemblée nationale du Québec, 2021), clause 47.
- (53) Yulia Presnukhina, Office québécois de la langue française, *Langue d'accueil et de service dans les établissements commerciaux en 2010* (Gouvernement du Québec, 2012).
- (54) Yulia Presnukhina, Office québécois de la langue française, *La langue d'accueil, de service et d'affichage des noms d'entreprise des commerces de détail du centre-ville de Montréal en 2012 selon les observations* (Gouvernement du Québec, 2012), 12.
- (55) Statistics Canada, *Languages used in the workplace in Canada, Census of Population, 2016*, (Government of Canada, 2017), 1-2. <<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/as-sa/98-200-x/2016031/98-200-x2016031-eng.pdf>>.
- (56) Office québécois de la langue française, *Évolution de la situation linguistique au Québec*, (Gouvernement du Québec, 2019), 69-70.
- (57) Philip Authier, “Quebecers urged to say au revoir to 'Bonjour-Hi',” *Montreal Gazette*, 30 November 2017 <<https://montrealgazette.com/news/quebec/parti-quebecois-motion-would-declare-bonjour-hi-an-irritant>>.
- (58) Geneviève Lavoie, « Grand Prix: vote unanime des députés contre le «Bonjour-Hi», *Journal de Québec*, le 7 juin, 2019 <<https://www.journaldequebec.com/2019/06/07/grand-prix-vote-unanime-des-deputes-contre-le-bonjour-hi>>.
- (59) Éditeur officiel du Québec, *Projet de loi no. 96-Loi sur la langue officielle et commune du Québec, le français*, clause 41.
- (60) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française*, clause 72. なお、1993年のフランス語憲章の大幅修正により、例外的に英語による教育を受けることを許可されるのは主に第73条で1)「父母のどちらかがカナダ人で、英語による初等・中等教育のほとんどをカナダ国内で受けた子及びその兄弟姉妹」、第85条で3)「ケ

ベック州に短期滞在する子」となっている。

- (61) Office québécois de la langue française, *Évolution de la situation linguistique au Québec*, (Gouvernement du Québec, 2019), 37. なお、残りの約20%は私立の幼稚園、小学校、中等学校に通う児童と生徒、あるいは、短期滞在者の子である。
- (62) ケベック州独自の大学進学準備教育機関(2年制)あるいは職業教育機関(3年制)。
- (63) Office québécois de la langue française, *Langue et éducation au Québec, Enseignement collégial*, (Gouvernement du Québec, 2017), 9.
- (64) *Effectif étudiant dans les cégeps de l'île de Montréal selon la langue d'enseignement à l'automne 2020*, Ministère de l'Enseignement supérieur <<http://www.education.gouv.qc.ca/references/indicateurs-et-statistiques/previsions/effectif-etudiant-au-collegial/>>.
- (65) Frédéric Lacroix, « Les anglophones minoritaires dans les cégeps... anglophones », *l'aut' journal* <<https://loutjournal.info/20190514/les-anglophones-minoritaires-dans-les-cegeps-anglophones>>.
- (66) Mathieu Bock-Côté, « À Montréal, l'anglais a déclassé le français comme langue des études postsecondaires », *Journal de Montréal*, le 15 février 2020 <<https://www.journaldemontreal.com/2020/02/15/a-montreal-langlais-a-declasse-le-francais-comme-langue-des-etudes-postsecondaires--entretien-avec-frederic-lacroix>>.
- (67) Antoine Trussart, « En anglais pour le cégep, mais pas pour la vie », *La Presse*, le 12 février <<https://www.lapresse.ca/actualites/education/2021-02-12/en-anglais-pour-le-cegep-mais-pas-pour-la-vie.php>>.
- (68) Philip Authier, PQ members overwhelmingly endorse applying Bill 101 to CEGEPs, *Montreal Gazette*, April 19, 2021. <<https://montrealgazette.com/news/quebec/pq-members-overwhelmingly-endorse-applying-bill-101-to-cegeps>>.
- (69) 英語系セジェップへの入学率を全セジェップへの入学率の17.5%以下とする、といった規則が盛り込まれている。Éditeur officiel du Québec, *Projet de loi no. 96-Loi sur la langue officielle et commune du Québec, le français*, clause 58.
- (70) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française*, clause 139-141.
- (71) Pierre Bouchard, Office québécois de la langue française, *Les entreprises de 11 à 49 employés, portrait de leur réalité linguistique*, (Gouvernement du Québec, 2008), 28-33.
- (72) Office québécois de la langue française, *Langues utilisées dans diverses situations de travail au Québec en 2018*, (Gouvernement du Québec, 2021), 25.
- (73) Office québécois de la langue française, *Enquête sur les exigences linguistiques auprès des entreprises, des municipalités et des arrondissements de Montréal*, (Gouvernement du Québec, 2020), 27.
- (74) Le Courrier parlementaire, L'Actualité gouvernementaire, « Le Parti Québécois se déclare le Champion de la cause » <<https://actuagouv.ca/article/le-parti-quebecois-se-declare-le-champion-de-la-cause-34329>>.
- (75) Éditeur officiel du Québec, *C-11 - Charte de la langue française*, clause 46.
- (76) Office québécois de la langue française, *Enquête sur les exigences linguistiques auprès des entreprises, des municipalités et des arrondissements de Montréal*, (Gouvernement du Québec, 2020), 49.

- (77) 矢頭典枝「アングロフォン」『ケベックを知るための 54 章』明石書店、2009 年、170 頁。
- (78) フランス語憲章制定直後、約 30 万人のアングロフォンがケベック州外に大量流出したが、ケベック州に残ったアングロフォンの中には抵抗する者も多く、アングロフォンの権利擁護団体として 1982 年に設立された Alliance Quebec などによるフランス語憲章に対する抗議活動が大々的にメディアで報道された。Ibid.,169. また、1995 年のケベック州レファレンダム直後には Quebec Political Action Committee をはじめとするアングロフォンの権利擁護団体が続々結成され、ケベック州政府に対して挑発的な活動を展開した。矢頭典枝「アングロフォンと仏語憲章ーケベックの言語的少数派を取り巻く言語環境ー」『カナダ研究年報』第 17 号、1997 年、11 頁。
- (79) Quebec Community Groups Network <<https://qcgn.ca/>>
- (80) 矢頭「ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析」60 頁。

(やず のりえ・神田外語大学)

Quebec's Charter of the French Language in Transition: Towards a Language Policy of "Eternal Watchfulness"

Norie YAZU

When multiple languages exist in one society, the socially and economically stronger language will prevail and eventually take over the weaker language which is normally used in informal domains. This is a linguistic phenomenon which Joshua Fishman called "language shift." If language shift is to be deterred, a language policy will have to be planned and implemented to protect the weaker language. This paper aims to examine how French in the province of Quebec has been protected from the invasion of English over the past decade and what is going on currently with the movement to renew the language policy of Quebec, referring to the Reversing Language Shift (RLS) Theory advocated by Fishman.

Since the enactment of the "Charte de la langue française (CLF)" in 1977, the linguistic situation of Quebec has drastically changed in favour of promoting French. Large-scale business firms in Montreal, many of which used to be owned by Anglophones and operated predominantly in English, have been francized, and their commercial signs, which were mostly put up in English only, must now be in French only or, if accompanied by another language, French must be predominantly conspicuous. Moreover, immigrants who mostly chose English elementary and secondary schools for their children before 1977 are now required to send them to French schools. Despite these developments, the author, having examined the results of the surveys conducted by the Office québécois de la langue française (OQLF), Quebec government's language management agency, points out that the pressure of English is constantly strong and observed in many domains of Quebec society.

The first part of this paper will overview the movements which are intended to protect French in Quebec, focusing on how the OQLF detects the invasion of English through their evaluation of the language situation based on their survey results. The OQLF is particularly concerned with the gradual decline in French as the home language (language used most often at home), the increase of language shift of mother tongue French speakers towards English and their inclination to choose English pre-university institutions, the increase of the use of English in the

workplace including the employment process, the increase of bilingual greetings in businesses, among others. The views of academics, affiliated to universities and other institutions, are described to be in line with the evaluation of the OQLF. The author also analyzes the views of ordinary Quebecers by showing the opinion polls which are favourable to the protection of French and the movement of traditional nationalist organizations which react to any signs seen as invasion of English and devaluing French.

Then the author turns to two domains in which amendments in language policy were observed over the past several years. The first domain is the “English only trademark outdoor signs,” which were increasing conspicuously from the turn of the century. These were permitted under the “Règlement sur la langue du commerce et des affaires,” one of the regulations of the CSL. In order to ban these signs, the OQLF amended the regulation in 2016 requiring businesses to ensure a “sufficient presence of French” outside the premises, on signs or posters of those businesses. Another domain is the “bilingual greetings” in French and English frequently heard in stores and restaurants especially in the downtown Montreal area. The OQLF conducted detailed surveys on this matter and concluded that this was an issue. Although the regulation of the CLF was not amended on this matter, Quebec's politicians unanimously passed a motion in the National Assembly in 2017 and 2019, calling on salespeople to greet customers in French.

Current developments are also emphasized in this paper. In May 2021, the Quebec government tabled Bill 96, “Loi sur la langue officielle et commune du Québec, le français,” which will strengthen the CLF by amending it. The author focuses on two domains which will be the main target of amendment in this bill, one of which is the language of education in pre-university institutions (CEGEPs). As the increase in enrollments of Francophone students in English CEGEPs has been one of OQLF's major concerns, Bill 96 includes a clause to limit the number of students who can enroll in English CEGEPs. Furthermore, francization of business firms will also be focused. It was pointed out in the survey conducted by the OQLF that the increased use of English is not only observed in large-scale firms but also in smaller firms. Bill 96 includes a clause which will extend francization to business firms employing 25 or more persons as opposed to the previous 50 or more employees rule.

The language policy of Quebec is thus entering the phase of “eternal

watchfulness” which is the last stage of Fishman’s RLS Theory. The author concludes by arguing that this does not mean that French-English bilingualism at the individual level will be denied. Being aware of the importance of English as a Lingua Franca, Quebec will have to convince the world that protecting French and allowing individual bilingualism are compatible.

(Kanda University of International Studies)

The Annual Review of Canadian Studies
Le revue annuelle d'études canadiennes
KANADA KENKYU NENPO

2022

No. 42

Articles

- Robert Lepage's *887: Memories of His Father in 1960s Québec* Mai Kanzaki
Quebec's Charter of the French Language in Transition:
Towards a Language Policy of "Eternal Watchfulness" Norie Yazu

Keynote Speech

- Funny not funny, here not here:
Navigating the Canadian in contemporary popular culture Jody Berland

Book Reviews

- Daizo Sakurada, *Taibei-Domei towa nanika: Noraddo to Beika-Kankei*
(*Canada and Its American Alliance: NORAD in Focus*)
(Keiso Shobo, 2021) Kyoichi Tachikawa
- Masayo Hando, *Kanko no Chikara:*
Sekai kara Ai-sareru Kuni Kanada no Omotenashi
(*The Power of Tourism: Canadian Hospitality, A Country Loved by the World*)
(Nikkei National Geographic, 2021) Nobuhiro Kishigami
- Tanya Talaga, translated by Kayo Murakami, *Inochi wo Otoshita Nanatsu no Hane*
(Tanya Talaga, *Seven Fallen Feathers: Racism, Death, and Hard Truths in a*
Northern City, House of Anansi Press Inc., 2017) (Seido-sha, 2021)
..... Ken'ichiro Hirose

Recent Publications on Canadian Studies in Japan

The Japanese Association for Canadian Studies
L'Association japonaise d'études canadiennes